4　適用除外
　クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、厚生労働省令で定める業務については作業主任者を選任すべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないこととした。（第六条、第二一条及び第二二条関係）
5　施行期日
　この政令は、平成二六年一一月一日から施行することとした。

◇**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二八九号）（厚生労働省）

一　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正関係
1　題名に関する事項
　題名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令」に改めるものとした。（題名関係）
2　配偶者支援金の支給に係る他の法令の適用に関する事項
　配偶者支援金の支給に係り、地方自治法、地方財政法、地方自治法施行令の規定の適用について所要の規定の整備を行うものとした。（第二三条関係）
3　配偶者支援金に係る国の負担に関する事項
　配偶者支援金に係る国の負担は、各年度において、市町村及び都道府県が支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行うものとし、控除しなければならない額が、その年度において市町村及び都道府県が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除するものとした。（第二四条関係）
4　その他所要の規定の整理を行うものとした。
二　関係政令の一部改正関係
　その他関係政令について所要の改正を行うものとした。
三　施行期日
　この政令は、平成二六年一〇月一日から施行するものとした。

◇**平成二十六年七月九日及び同月十日の暴風雨及び豪雨による長野県木曽郡南木曽町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令**（政令第二九〇号）（内閣府本府）

1　平成二六年七月九日及び同月一〇日の暴風雨及び豪雨による長野県木曽郡南木曽町及び宮崎県東臼杵郡椎葉村の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。
2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定**（条約第一四号）（外務省）

　この協定は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国政府とオマーン国政府との間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。
1　この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税、オマーン国については所得税に適用する。（第一条及び第二条関係）
2　この協定上、一定の用語は、それぞれこの協定において定義された意義を有し、この協定に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）
3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得につき課税することができる。（第六条～第九条関係）
4　配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については五パーセントを超えない税率により行われ、その他の配当については一〇パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われるが、政府等が取得する利子については源泉地国において課税を免除される。使用料に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われる。（第一〇条～第一二条関係）
5　不動産、不動産化体株式、一定の破綻金融機関の株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）
6　一方の締約国の居住者が自由職業等の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一七条関係）
7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一八条～第二〇条関係）
8　この協定の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二一条関係）
9　日本国の居住者が納付するオマーン国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。オマーン国の居住者が納付する日本国の租税の額は、オマーン国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、租税に関し、同様の状況にある他方の締約国の国民及び同様の活動を行う他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）
10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの協定の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二四条関係）
11　両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）
12　この協定は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二六条関係）
13　この協定は、各締約国がこの協定の効力発生のために必要とされる国内手続を完了したことを確認する書面による通告を他方の締約国に対し行い、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。また、この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二八条及び第二九条関係）
14　一定の所得について、取引の主たる目的がこの協定の特典を受けることにある場合には、この協定に定める租税の軽減又は免除は与えられないことについて規定する。匿名組合契約に関連して取得する所得に対しては、源泉地国において課税することができることについて規定する。（議定書関係）